

## 岩手県における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制について（素案）

## 1 検討の趣旨

県内において新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増加した際、感染症指定医療機関だけでは対応が困難となることが予測されることから、混乱を回避し、本県の医療体制を検討し構築しようとするもの。

## 2 岩手県におけるフェーズの考え方

感染症病床の利用状況を目安にフェーズに応じた医療体制を構築する。

	フェーズ0 【未発生期】	フェーズ1 【発生初期】	フェーズ2 【発生拡大期】	フェーズ3 【まん延期】
指標 (感染症医療機関の状況)	すべての医療機関の感染症病床が利用できる	感染症病床に余裕がある	一部の医療機関の感染症病床が満床となった又は県内の半数の感染症病床に患者を収容している状況	・すべての医療機関の感染症病床が満床となった ・基幹病院等の病床の活用が進んだ状況
新型コロナ感染症医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査の実施</li> <li>・感染症指定医療機関での受入れの準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症指定医療機関での受入れを開始</li> <li>・基幹病院等での受入れを開始</li> <li>・最重症患者の高度医療機関*での受入れを開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止病床の準備及び再開</li> <li>・軽症者の宿泊施設又は自宅等での療養を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等入院協力医療機関での対応</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止病床の再開に向けた検討</li> <li>・軽症者の宿泊施設等における療養の体制検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止病床の再開に向けた運用準備</li> <li>・軽症者の宿泊施設等における療養の運用準備</li> </ul>		

※ 「高度医療機関」とは、複数のECMOを運用しており、高度な医療を提供可能な医療機関を指すもの。

### 3 岩手県における医療機関ごとの役割分担の考え方

それぞれの症状にあわせ、医療機関、宿泊施設又は自宅等への搬送を調整する。

	フェーズ0 【未発生期】	フェーズ1 【発生初期】	フェーズ2 【発生拡大期】	フェーズ3 【まん延期】
レベル1 【患者の状態】 無症状・軽症 【必要な医療】 酸素投与不要	—	原則、感染症病床へ措置入院	宿泊施設又は自宅等での療養を検討、実施	
レベル2 【患者の状態】 中等症 【必要な医療】 酸素投与(+α)	—	・感染症指定医療機関又は基幹病院等へ入院*		
レベル3 【患者の状態】 重症 【必要な医療】 人工呼吸	—	・感染症指定医療機関又は基幹病院等へ入院*		
レベル4 【患者の状態】 最重症 【必要な医療】 ECMO	—	・高度医療機関へ入院		

※ 人工呼吸器、陰圧病床（簡易・結核）の有無、医療人材の状況により基準を設定し、その基準のもと入院等搬送調整班が入院調整を行う。

### 4 具体的な対応について

#### (1) 入院等搬送調整班の設置

##### ア. 班員

岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会の委員の中から県が指名する数名で構成する。

なお、災害時の医療調整のスキームを活用するため、班長は統括DMATとし、岩手DMATロジスティックチームを班員に含むこととする。

##### イ. 業務内容

患者の重症度等に応じた一定程度の基準を設けることにより受入れ先の調整を行うこととする。

##### ア) 症状に応じた仕分け（トリアージ）

仕分け（トリアージ：軽症、中等症、重症）基準を制定する。

##### イ) 受入れ先の調整業務

基本的には、二次医療圏の役割分担による患者の受入れを原則とするが、広域での受入れが必要と判断される場合には、調整班が調整する。

##### ウ) 透析、妊産婦、新生児等の個別の症状に応じた受入れ先の調整

それぞれ専門の医師の意見を聞きながら受入れ先を調整する。

(2) 発熱外来の設置

二次医療圏単位での設置について検討する。

(3) 軽症者受入れのための宿泊施設の確保

県有の施設又は民間のホテル等を手配し、医療を必要としない軽症者は郡市医師会等の協力の下、健康観察を実施する。

(4) 休床している病院等の活用

医療が必要な感染者の入院施設として、現在休床している病院や入院患者の少ない地域病院等の活用を検討する。

(5) 二次医療圏内での医療提供体制を確保するための体制

保健圏域での受入れ体制について感染症指定医療機関、基幹病院、医療関係団体等と、発熱外来の設置や圏域内での医療機能に応じた役割分担等について情報共有を行う。

【症状等に応じた搬送調整のイメージ（素案）】

